

幸手市地域公共交通会議設置要綱の改正について

1 改正理由

令和2年11月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「活性化再生法」）の改正により、地方公共団体における「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されました。「地域公共交通計画」の策定等については、活性化再生法に基づく協議会（以下、「法定協議会」）で協議することが必要となりますことから、幸手市地域公共交通会議に法定協議会としての機能を追加するため、幸手市地域公共交通会議設置要綱を改正しました。

2 幸手市地域公共交通会議の機能と構成員の追加

（要綱第1条・3条・4条）

地域公共交通計画等について協議するため、幸手市地域公共交通会議に活性化再生法第6条に基づく法定協議会の機能及び構成員を追加しました。

【機能の追加内容】

- ・地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関する事項。
- ・地域公共交通計画の実施に関する協議に関する事項。
- ・地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項。

【構成員の追加】

- ・鉄道事業者

法定協議会の機能追加により、活性化再生法第6条第2項2号に規定されている「関係する公共交通事業者等」に鉄道事業者である東武鉄道株式会社が該当するため追加をしました。

- ・五霞町

国の補助路線の「幸手駅－五霞町役場（朝日自動車(株)）」について、幸手市の地域公共交通計画に明記する必要があるため、関係する五霞町を追加しました。

3 その他の改正内容（要綱第2条・6条）

- ・事務局の所在地についての条項を追加
- ・会議の運営事項について追加